

# 文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

## 1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	民間知的障害者入所更生施設に対する建設整備費助成								
根拠規定等	文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例及び同施行規則								
創設年月	平成	11	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	15年	終了予定年月	H30.3
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業			中事業		実施計画事業番号
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費	19 民間知的障害者入所更生施設に対する建設整備費助成	1 民間知的障害者入所更正施設に対する建設整備費助成				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

## 2 補助金の概要

補助目的	民間法人が設置する入所更生施設に対して建設整備費を助成し、区民(障害者)の利用枠を確保するため。								
補助事業等の内容	民間法人が入所更生施設を設置する際、その建設整備費を区が補助することにより、当該施設に6人以上の区民の利用者枠を得る。								
補助対象経費の内容	建設整備費1床あたり12,000,000円を6床分、計72,000,000円(平成10年度から平成29年度までの20回払い、年額3,600,000円)を法人からの請求に基づき支出する。								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 社会福祉法人あすはの会								
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率 ) <input checked="" type="checkbox"/> 定額 (補助額 72,000,000円 )								
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位 ) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕  〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 12,000,000円×6床分=72,000,000円								
公募の状況	非公募								
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (事業報告書、借入金償還計画書)								
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者		
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由						

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	施設入所支援を利用したいという要望は多くあり、ニーズに即している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害福祉サービスの充実を図るという個別計画に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	障害福祉サービスの充実を図るという事業であり、区が主体となって行うものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	事業を実施しなかった場合、6名の施設入所支援希望者が利用できなくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	条例に定める対象に該当であれば、補助金申請することができる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	条例に定める申請手続きに基づき支給決定をしている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	施設建設の一部助成により、6名の利用枠が確保されるという性質上、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	施設入所支援サービスを希望した6名の利用しているという効果が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	6名の利用枠が確保されるため、補助金額に見合う効果は認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	当該知的障害者入所更生施設を継続的に区民が利用している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	条例に基づく助成であり、法令に抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助事業者は知的障害者入所更生施設の運営を行っている事業者であり、活動内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	年度ごとに事業報告書の提出を義務づけ、確認を行っている。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	3,600	3,600	3,600	3,600
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	3,600	3,600	3,600	3,600
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	社会福祉法人あすはの会に対して3,600,000円を支出した。同法人運営の福生第二学園の利用枠(6床)が確保され、平成26年度末時点で6人が入所している。			

### 5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。